

令和3年度 第18回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和 4年 3月 25日(金)
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長、南原調整官
4. 会議録に署名すべき委員の指名
服部委員、井上委員

土居教育長：

日程第1

これより、第18回の邑南町教育委員会を開催いたします。
(10:50～)

日程第2

本日の会議録署名委員は、服部委員さん、井上委員さんお願いします。

日程第3 議決事項

議案第70号 公民館長の任命について事務局から説明をお願いします。

三上生涯学習課長：

邑南町公民館長の任命についてでございます。邑南町公民館長を別紙の通りに任命したいので社会教育法第28条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、中野公民館長の宮本館長さんから退職の願いが、お体の不調によるところから退職の願いが出まして、それについて活動推進協議会の方で協議をされ、そこにあります上田七郎様が活動推進協議会の方から公民館長として推薦が挙がってきております。

土居教育長：

事務局から説明がありました通り、宮本館長さんが体調不良によって辞職されました。その代わりということで上田七郎さんの推薦が挙がっておりますので、ご審議をお願いします。この件についてご質問がございませんでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

それでは議案第70号公民館長の任命について承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして議案第71号指定学校の変更について、事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第71号指定学校変更についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと指定学校変更申出書が出ております。裏表あります。以下個人情報につき省略。これについては以上でございます。

土居教育長：

指定学校の変更について保護者から申出書が出ております。これについてご質問ございますでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

それでは議案第71号指定学校の変更については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

それでは続きまして議案第72号邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正について審議をお願いします。それでは事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第72号邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、そちら新旧対照表がありますので、そちらでご説明をさせていただきます。現在外国語指導助手 ALT の方3名おられますが、その方の任用規則の変更でございまして、この度、この公務員の方でも特別休暇のところ、変更とかございました。それに合わせた形に変更でございまして、それから中については今まで無給だったものが有給に変更とかいうことになっております。最初に第13条の中の第5号ですけど、これについては新設でして、ここのところが、不妊治療について新たに、特別休暇の制度が設けられましたので、こちら外国語指導助手の任用規則の方も新たに新設されておられます。それから中途入れましたので、号番号がずっとずれていきますが、そのなかでまた新設としてですね、新たに無かったもの、我々職員の方にはこういうのがございましたが、新たに新設されておられます。奥様が、届出されていない方もですけど、出産にあわせてですね、2週間以内までのところで、3日間の範囲での特別休暇がもらえるというのが新た

に追加されておられます。それから産前の出産に合わせての5日間の新たな特別休暇を第9号で設けられています。それから10号のところでは、授乳とかですね、1日2回30分というふうな期限がございましたが、それが60分まで延長されておられます。それから飛びまして、第13号の方ですが、これについては今までなかった出産までのところでの病院とかでの健康診断について新たにこれは特別休暇というふうなところで設けられています。それから次のページですが、第16号ですが、これについては介護の件について取りやすいような条件整理が少し文言追加されています。それから18号も新たに新設でして、これについても新たにこういうふうな対応ができるというようなところで認められています。それ以降については号番号のずれとかあります、その方少し調整がされているとこでございます。以上です。

土居教育長：

ALT の規則に関わる、上位の規則が変わったために、邑南町でもそれに合わせて改正をしたということでございます。これについてご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

議案第72号邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

服部委員：

これを例えば英語とかに翻訳したものがあるんですか。

高瀬学校教育課長：

向こうから来てはおりますが、ただそれは今の例規上にはそれは設けてないんで。

土居教育長：

本人には伝えるという。まだ、どなたも結婚しておられないんで。

服部委員：

今から該当される方もおられるでしょう。

土居教育長：

ないことはないと思う。

服部委員：

日本人が読んでもなかなかするっとはいかない。はい、ありがとうございました。

土居教育長：

続きまして議案第73号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてをお諮りをさせていただきます。では事務局お願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第73号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、一覧表を付けておりますのでご覧いただければと思います。任期としては令和4年の4月1日から2年間になりますが、令和6年3月31日までとなります。上から順に学校医、それから学校歯科医、学校薬剤師というようなところで、それぞれの先生に引き続きお願いするものでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

2年に1回ずつお願いをして、委嘱をお願いしておりますので今年度の3月31日で任期切れとなりますので、新たに委嘱をするものです。これについてご質問ございませんでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

では、議案第73号学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして議案第74号令和4年度邑南町一般会計当初予算(案)について審議をさせていただきます。では事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

先に専決の方で、理由を述べさせてもらったほうがよろしいでしょうか。議案第74号を説明させてもらう前に、次の日程第4の報告事項のところの報告第38号専決処分の報告についてでございます。これにつきましては前回、2月25日の教育委員会におきまして、宇都井スクールバス条例の一部改正と当初予算、令和4年度の一般会計当初予算について説明させていただきました。その後、議会の方に提案の方、させていただきました。その中で、宇都井線のスクールバスの条例一部改正についてでございますが、すでに新聞等でご承知かと思いますが、地元説明の期間がちょっと短いというふうなこともございまして、なかなか地元との協議が成立しませんでした。その結果をもちまして、執行部側と相談をさせていただきます。今回3月7日から行われました、その

中で提案させてもらいました議案について、3月18日の本会議のところで撤回の方させていただきました。これにつきましては、それに合わせて当初予算の方も撤回の方させてもらっております。今後の方向性としましては、令和4年度1年間、スクールバスを走らせるというふうなことを今予定しております、それに合わせまして地元と協議を進めながら、段階的にはすみデマンド、今すでに地域の方で走っておりますが、そのすみデマンドを利用してもらうというふうなところで、そちらの方に切り替えの方をさせていただければと思っております。ちなみにはすみデマンドを運営されております羽須美振興会さんの方とはですね、協議の方は整ってはございましたが、一旦白紙にさせてもらっております。報告第38号、後の方でさせてもらっておりますが、教育委員会を開く間がございましたので、3月18日の日付で専決処分させてもらっておるところでございます。それで、続きましてのところ議案第74号の方説明させていただければと思います。令和4年度邑南町一般会計当初予算(案)についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、そちら当初予算(案)を付けておりますが、その中の番号、左側でございます番号29番、スクールバス運営費について変更、増額させてもらっているところでございます。金額としましては、全体額71,732千円です。前回と比べますと、2,087千円ほど額の増額がございます。これにつきましては、宇都井線のスクールバスを1年間運用するというようなところで、その掛かる経費の方増額させてもらっているところでございます。令和4年度の当初予算(案)については以上でございます。

土居教育長：

前回の教育委員会で宇都井線の廃止について承認をしていただきました。地域みらい課が主管している、生活交通検討委員会、公共交通会議の結論が出たのが、最終的には3月11日でした。それが結論が出る前に、保護者あるいは、デマンド交通の運営主体とは協議を重ねておりましたが、地元宇都井地区の皆さん方に説明をしなきゃいけないということで、説明に行かせてもらいましたけども、期間が非常に短いということで合意はなりませんでした。ただ、結論は結論として、バスの廃止というのは変わらないわけですが、ここでも説明させてもらったように、デマンド交通で子どもの通学便を確保するという、それは変わらないというつもりでしたけども、保護者の意向等も含めて今後理解を深めていけるように教育委員会が努めたいというふうに思っております。議会への説明の中でこれは撤回した方がいいじゃないかという、結論もありました。で、一旦議案を撤回させていただいて、もう一度当初予算を3月の29日に議会が延長されておりますので、そこでもう一度当初予算(案)を説明をするということになりましたので、本当は撤回についてもこの教育委員会を開いてやれば一番良かったわけですが、課長の説明にもありましたように時間がなかったということで、専決をさせていただいて、この議案の第79号において、もう一度撤回するというのを協議を、承認をしていただきたいということで議案にあげさせていただいておるところです。デマンド交通の額を落として、スクールバスの当初予算を組んでおりますので、大体100万ぐらい上乗せをして、当初予算を見直しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。これについてご質問ございますでしょうか。

森岡委員：

議案第79ですね、両方やられた方がいいんじゃないですか。別々でええんですか。条例の施行規則の撤回とこれ予算と。

高瀬学校教育課長：

今のスクールバス条例とかについてはですね、町長部局のところでしたので、これについては今回専決処分させてもらったんですが、こちらのスクールバス条例施行規則がですね、教育委員会規則ですので、教育委員会中での前回協議してもらって、議案審議してもらっておりますので、これについて別扱いということで今回させてもらいました。

土居教育長：

よろしいでしょうか。

森岡委員：

専決処分の件なんですけど、これは専決処分うちがするということは、そのまえに地方教育行政の組織及び運営に関する法律29条の規定で、向こうが取り下げたいと、それについて意見を求めるということで、それがあったから議案ということですよ、専決処分の、建前上そういうことですね。

高瀬学校教育課長：

はい。

森岡委員：

わかりました。それと79条関連するかもわからん、条例の改正法はどんなですか。

高瀬学校教育課長：

条例の改正についてはですね取り下げしましたので、改正は無いままです。

森岡委員：

いや、ただ79、条例の改正案出てますよ、前回。承認しましたよね。29条に基づいて、やっておれば、それは今度専決処分になるんですか。

高瀬学校教育課長：

はい。

森岡委員：

その分も。

高瀬学校教育課長：

はい。報告第38号でですね。

森岡委員：

は、条例もあったんですかいね。

高瀬学校教育課長：

条例の、スクールバス条例の撤回と当初予算の撤回をさせてもらっております。

森岡委員：

もう一点、実はあの審議をする前なんであれなんですけど、昨日全然これとは関係ない会議が公民館であって、うちの出羽公民館で、全く協議と関係ないこと。その中である会議の人がですね、あんたら教育委員会何をしとるんなら。しゃんとせにゃあいけんのじゃないかみたいなことを言われました。それはなんでですか言うたら、新聞で見た、言うてね。多分瑞穂地域なんで中国新聞かわからんですけど、見たけど。

土居教育長：

中央新報でしょう。

森岡委員：

中国新聞に今日ね、持ってきたんですけどね、こういうふうになっとるんでね。18日の全員協議会で町教育委員会は、利用者や住民の気持ちに添えなかったと謝罪をして地元の協議を続けていくことを、理解を求めていく方針を示したと、謝罪したとあった。これ教育委員会は謝罪したとある、中国新聞は。それは正しいかわからんですよ。だけえ読んだ人は、あんたら何をしとるん、ちゃんとせえやということなんです。というのは条例を撤回したり、するわけじゃないですか、うちは条例も提案権はないんで、うちは撤回することは出来んですよね。予算もそうです。どこにも撤回となっているんで、まあ一般の人は、教育委員会何をしとるん話になるわけでしょう。で、本来教育委員会、教育長さんなんでしょうけど、撤回謝罪するもんでもなんでもないでしょこれ。要は、予算の提案権は町長でしょ。規則はうちなんですけど、条例も町長しか提案ができません。その代わり町長は、29条の時点において、教育委員会の意見を求めなければいけない、なっとるでしょ。だから我々条例上で、29条に基づいて提案してくるわけなんで、それはそうなんで、それは意見を求めるわけで、意見をこっちで言ってもその通りなるわけでもなんでもない。求めるだけでね。そういう中で、うちは提案権はないし、予算両方とも、何でこの、そんなことをせにゃあいけんのという。ただなると、あんたら5人の教育委員さん何しとったんだ、皆さんがね。それは法的には全くうちがやるべきことではないし、ただ教育長が教育委員会代表して謝罪をしたっていうのは、町長がするべきことをやってしもうた越権行為なんですよこれ。

高瀬学校教育課長：

町長の方も謝罪をされたんですが、新聞の中では教育委員会関係の学校教育課の分の、から条例の提案をしていますので、いうふうなところで新聞の書き方が。

森岡委員：

提案はうちじゃないでしょ、提案権は町長なんで。

高瀬学校教育課長：

町長です。

森岡委員：

うちはそれを、ただ意見を求められたけえ、意見を付さかったんでそれを承認しただけで、なんぼ意見をかけても意見を付けるだけで、町長はそれによって撤回するのはなにもないんで、ないんでね。ただ29条に基づいてやっとするわけでしょ。そうなってくると教育長の謝罪っていうのは越権行為でしょう。それは住民の人はわからんので、あんた何しとるんっていう話、教育委員会痛くもかゆくもないのにそういうふうの評価されるのはちょっと心外だなと思った。もちろん今日議案出てるんで、もう一個言いたいの、こういう話になった場合に、要は両課長さんがある意味、国でいう官僚みたいなもんなんで、教育長さん助けなければいけない。そういう話もってでた時には、法的にいうとうちがやるべきところじゃないと、いうなことも話をして、やっていきんさらんと、何でもなし、越権行為をしてみたり、うちがなんでこんなことを新聞に書き立てられたりねするんで、そのへんやっぱり、まして条例なんかいうのは、基本的に条例を提案する前には、いろんな人の上位法に抵触してないか、これをやることに住民に不利益がこんかとかやって、住民のコンセンスを得て基本的には条例ってのは提案しますよね。今回きとった分も、当面はそういう事なんで、我々はそういう条例なんで、何の意見もすることはなし。事前の協議でしとることですとると思うんですよ。見るとそうじゃなかった。それはだんだんなんとなく教育委員会が、よりそってなかったということですよ。非常にあの記事を見ておかしいし、心外だなと思ったし、そういうふうにもし実際に言われたんであれば、それは今後そういうことのないように。まして条例の撤回なんてことは、案を基本的にはないわけですよ。それはって、それは教育委員会の汚点みたいなことが書いてあるんで心外、そのへんは、両課長さんちゃんといろんなことは、教育長さん支えてもらわんと、今後こういうことがあった場合には、いろんなことがあるんじゃないかと。まあ議会のことは全然わからんですけど、議会でなかったら教育長の謝罪じゃないんだらうという話はなかったということ。

高瀬学校教育課長：

それは、まあ、はい。

森岡委員：

議会もその辺とこは知らなかったと。

高瀬学校教育課長：

まあ確かに、地域みらい課が邑南町の交通体系を所管しとるんですけど、議員さんの中の質問もあったんですけど、生活交通のバスではあるんですけど、たまたまスクールバスというふうなところの位置付けでの所管が教育委員会っていうふうなところで、ちょっと議員さんの中でも最初の解釈のところはかなり混乱されとるところもありましたので。

森岡委員：

それにしてもうちが痛くもない、なんでもなしところで汚点を自らつくったことになってるんで、今後こんなことのないようにしっかり教育長さんを支えて下さい。

高瀬学校教育課長：

はい。

土居教育長：

謝罪したのは、あまりにも性急すぎたというところの謝罪であって。

森岡委員：

でもうちじゃないですよ。

土居教育長：

本来は、地域みらい課の責任ということだとは、わかっとして、謝罪をしたということです。

森岡委員：

それはね、わからんじゃない。それは町長がちゃんとそれは提案者なんで、せにゃあいけんですよ。教育長は全然提案権もないし、ましてうちら29条に基づいて意見を求められただけなんで、そのことで我々が謝罪するっていうことは、それは間違いですよ。越権行為だし。やっぱりそれはどんな理由付けられても正当理由にはならない。

土居教育長：

予算案について質問はございませんでしょうか。ありませんか。

森岡委員：

というかしょうがないですよ。我々が意見を述べる立場にないので。

土居教育長：

ありませんか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

議案第74号令和4年度邑南町一般会計当初予算(案)についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第75号邑南町奨学基金条例施行規則の一部改正についてを説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第75号邑南町奨学基金条例施行規則の一部改正についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと様式の方を付けております。この度の主な改正につきましては、押印欄がございますが、そこについて押印の廃止をするところで改正をさせてもらっております。様式1号についてはそういった理由での改正でございます。それから様式4号のところについては一部連帯保証人のところに押印の印を残しておりますが、ここについては実印を押してもらい、印鑑証明をもらうというふうなところでの手続きをしておりますので、上の奨学生、法定代理人のところに押印を廃止をしましたが、連帯保証人については押印を残したままということで変更させてもらっております。それと合わせまして、様式4号の右の方ですが、連帯保証人の下の方でございますが、あらたにですね、公職選挙法が適用される方というふうなところで、ここは連帯保証人になれませんというふうなところをこちら追記を様式の方に入れております。それから次の様式6号、それから様式第8号についても押印の欄をなくす規則改正をしておるところでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

押印の廃止に関連して、連帯保証人だけは実印で押印を残してあるということの説明でした。これについてご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

では議案第75号邑南町奨学基金条例施行規則の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

では議案第76号邑南町立小・中学校文書取扱規程の一部改正について、説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第76号邑南町立小・中学校文書取扱規程の一部改正についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、新旧対照表を載せておりますのでご覧いただければと思います。これにつきましてはこの間まで、学校の事務職の方のグループにおきまして、電子媒体での文書の取扱いができないというところで、議論をされておられまして、その結果を基づいて、町の校長会であるとか、教頭会の方で議論されておられます。その議論された中では紙媒体で保存しておくのではなく、電子媒体でも保存が可能であるというふうな、するべきというふうな

結論になりましたので、それに併せまして今回の取扱規定の方、電子媒体でも出来るというふうなところでそれぞれ文言の改正の方させてもらっております。紙媒体が全然できなくなるわけではございませんが、今最近ほとんどが電子媒体の遣り取り等がされております。こちらの方が管理もしやすいですし、それから担当者へ渡す場合もですね、文書を回覧後に渡すとかですね、後は報告をするものもですね、どこまでできたかどうかというふうなことも、紙媒体ではちょっとその担当者の方がおられないときにはですね、処理ができてるかできてないかというところもちょっと確認が遅れたりすることもございますが、電子媒体を遣り取りすることによって、すべてその情報の一元管理できるというふうなところで、今順次学校の方も進めてもらっておりまして、今回改めてそういったところができることへの変更ということで今回規定の改正をさせてもらっているところでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

説明がありました。働き方改革にも通じるということで、電子媒体での書類の処理について、規則の改正をお願いするものです。これについてご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

では、議案第76号邑南町立小・中学校文書取扱規程の一部改正についてはご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第77号邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてを審議をお願いします。では事務局からお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第77号邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと新旧対照表がございまして、そちらをご覧くださいと思います。今回の改正につきましては第37条のところでございますが、これまでその第37条の下1号から次ページ21号までございますが、これにつきましては今まではすべて紙媒体で作成であるとか保管とかいうようなことをされておりましたが、この中にも物によっては全て、電子媒体で遣り取りされているものがございまして、作成にあたってはですね、実際の現状に則した形で変更するべきというふうなところでございましたので、こちらの方でも電子媒体でも保管可能というふうなところで、言葉を修正させてもらっているところでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

先ほどの76号の承認していただいたその関係で、これらの書類についても電子媒体で記録するのが可能だということの規則の改正です。ご質問がありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

議案第77号邑南町立小学校及び中学校管理規則の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

続きまして議案第78号邑南町国際交流員任用規則の一部改正について審議をお願いします。では事務局をお願いします。

三上生涯学習課長：

議案第78号邑南町国際交流員任用規則の一部改正についてでございます。このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるところでございます。議案第72号で邑南町外国語指導助手任用規則の一部改正にもありましたように、次のページをはぐっていただきますと、同じ項目についての改正になっております。併せて少しの修正がありますので、まず第1条のところでは、現行がこの任用本文書となっておりますが、ここにつきましては、任用規則に改めます。それから第13条の住居の損壊した場合が、住居が損壊した場合に改めます。以下は出産及び育児等に関する同じ号になる部分が新設になっております。以上です。

土居教育長：

ALTと同様に一部の改訂が、上位の規定が改訂になりましたので、それに伴う邑南町の規則の改正になります。これについて質問ございませんでしょうか。それでは議案第78号邑南町国際交流員任用規則の一部改正についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第79号邑南町スクールバス条例施行規則の撤回について審議をお願いします。では事務局をお願いします。

高瀬学校教育課長：

議案第79号邑南町スクールバス条例施行規則の撤回についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますと、新旧対照表の方付けておりますのでご覧いただければと思います。先ほどもお話をさせていただきましたが、2月25日の教育委員会のところでこのスクールバス条例施行規則の一部改正について提案させてもらっております。中では、現行のところに書いてあるように宇都井線について、時刻表を廃止しますというふうなところで、ご説明をさせていただきましたが、これにつきましてはこの撤回に併せまして、改正後というふうに記載しておりますが、宇都井線の時刻表をそのまま元に戻すというふうなところの手続きをさせてもらえればと思っております。今回規則の撤回の方を提案させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

土居教育長：

この議案についてご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは議案第79号邑南町スクールバス条例施行規則の撤回についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第80号教育支援委員会の答申について審議をお願いします。では事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

はい、議案第80号教育支援委員会の答申についてです。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。提案説明させていただく前に少しお願いがございます。これにつきましては担当の方からこちら一枚紙を付けておりますが、これについて担当の方から説明させていただければと思いますので、この教育委員会の場に担当の方をよんでよいかどうかご審議をよろしくお願いいたします。

土居教育長：

よろしいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それではお願いします。 それでは説明をお願いします。

南原調整監：

第2回の教育支援委員会の判定会議を10月21日に開催しております。新規対象者は、基本的には10名でしたが、最後の11番の子どもさんについては、第1回目の教育支援委員会で審議保留ということになった子どもさんです。1番から概略を説明します。以下個人情報につき省略。以上です。

土居教育長：

担当から説明がありましたが、この件についてご質問がございますでしょうか。

武田委員：

自閉情緒の学級と知的の学級を行き来する子が二人ぐらいいたかと思って、これ何が違って課題があったりするのかなと教えていただけたらと思ひまして。

南原調整監：

学校がどこを意図してされていたかというところは十分くみ取れてはいないんですけど、本来障がい種、主なる診断のところの主につくかってところで、やっぱり学び、知的に遅れがあつて学びが難しいといった場合には、知的障害の学級になります。知的に遅れがあつたり、例えば知的に遅れがなくとも、衝動とか多動とかそういったところで日常生活に、適切かどうかわかりませんが弊害がおこってしまう、そういう環境調整をしないと、学びも定着しないといった子どもさんについては、自閉情緒の学級になります。ただ、自閉情緒の学級に入級されている子どもさんは、先ほども申しました通り、また診断名にも記載の通り、そういった発達障害を有しながら、知的の遅れも軽度であつたり、評価治療 の子どもさんであつたりということがあります。恐らく A 小学校の場合は、今最大4名の子どもさんがいらしゃつたりして、交流の学級で学ぶのがいいのか、自学級で学ぶのがいいのか、それとも知的的教育課程を取っている子どもさんは、案外一緒に合同学習で知的の学級に行つて学んだ方がいいという判断をされたところがあると思ひます。ただそのところが保護者さんにちょっとなかなか通じていないところもあつたりして、はい。

武田委員：

周りの環境の要因もある。

南原調整監：

要因もあるということですね。そういったところで小学校としては自閉情緒に在籍をしつつも、学びの内容によっては知的の学級と一緒に学んでいったということをされてきたと思ひます。

武田委員：

わかりました。現実的にはオーバーラップしている子が多分沢山いて、柔軟にっていうのは、しておられる。なるほど周りの環境があると、わかります。ありがとうございます。

土居教育長：

他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。では、議案第80号教育支援委員会の答申について、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

以上で、第18回を終了します。

(~12:17)